

第7号議案

蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表戸籍法(昭和22年法律第224号)関係の手数料の表2の項中「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「又は第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書」に、「戸籍の全部事項証明書等交付手数料」を「戸籍証明書交付手数料」に改め、同表7の項中「事務」を「事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「届書その他の受理書類閲覧手数料」を「届書その他の受理書類又は届書等情報閲覧手数料」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表9の項とし、同表6の項中「又は同法」を「、同法」に、「事項の証明書の交付」を「事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」に、「届出若しくは申請の受理証明書又は届書その他受理書類記載事項証明書交付手数料」を「届出若しくは申請の受理証明書、届書その他受理書類記載事項証明書又は届書等情報の内容証明書交付手数料」に改め、同項を同表8の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>7 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>
---	----------------------------	--------------------------------

<p>該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
--	--	--

別表戸籍法（昭和22年法律第224号）関係の手数料の表5の項を同表6の項とし、同表4の項中「の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「若しくは第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書」に、「除籍の謄抄本等交付手数料」を「除籍の謄本等又は除籍証明書交付手数料」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

<p>4 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</p>
---	----------------------------	--------------------------------

別表消防法（昭和23年法律第186号）関係の手数料の表3の項中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表消防法（昭和23年法律第186号）関係の手数料の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。